

## 入院中の患者様のお食事代、居住費(光熱水費)について

当院は医療療養病床です。医療区分や所得により食事代、居住費をいただいております。

		医療区分 1	医療区分 2, 3
65歳未満	一般所得	一食 510円 指定難病者 一食 300円	
	低所得 (市町村民税非課税者)・ 才	一食 240円 ※90日超 一食 190円 (要手続き)	
65歳以上	一般所得	一食 510円 一日居住費 370円	一食 510円 一日居住費 370円 指定難病者 一食 300円
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	一食 240円 一日居住費 370円	一食 240円 一日居住費 370円 ※90日超 一食 190円 (要手続き)
	低所得Ⅰ (市町村民税非課税者であり かつ一定所得以下の70歳 以上の者)	一食 140円 一日居住費 370円 老齢福祉年金受給者、境界層該当者の 場合 一食 110円、一日居住費 0円	一食 110円 一日居住費 370円 老齢福祉年金受給者、境界層該当者の 場合 一食 110円、一日居住費 0円

平成30年4月から65歳以上の方の居住費が変わります

		居住費(光熱水費)
65歳以上	指定難病の方 以外	370円
	指定難病 老齢福祉年金受給者 境界層該当者	0円